

令和8年8月21日
こども福祉課

松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務委託プロポーザル
質問に対する回答

質問項目	質問の内容	回答
仕様書 6(1)オ	家庭訪問については、委託者と受託者が協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	詳細につきましては、受託後に協議を予定しておりますが、5件程度を想定しております。
仕様書 6(2)イ	調査業務について「受託者は、当該債務者の住所調査若しくは相続人調査を事前に実施」と記載がありますが、弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	委託者と受託者が協議のうえで実施することを予定しております。 詳細につきましては、受託後に協議を予定しておりますが、松本市外に在住している当該債務者を想定しております。
仕様書 6(7)	業務の報告について、報告書類に指定様式はありますでしょうか。ある場合は、事前に確認する事は可能でしょうか。もしくは、受託者の任意様式でよろしいでしょうか。	業務の報告につきましては、請求書、委託業務実施報告書の提出を予定しております。 委託業務実施報告書につきましては、委託者が指定する様式になりますが、請求書につきましては、受託者の任意様式での報告になります。
仕様書 8	委託する対象債権の詳細についてご教示ください。 (1) 初回委託予定債権の件数、金額 (2) 他事務所へ既に委託済みの件数、金額	(1) 委託する対象債権の件数は約55件、債権額は約18,000,000円を予定しております。 (2) 令和8年8月21日時点では、他機関への受託

	(3) 未収発生からの期間(3 年未満、5 年未満、5 年以上)	はございません。 (3) 3 年未満 約 7件 5 年未満 約16件 5 年以上 約52件
--	----------------------------------	--